

新

旧

<p>(優先順位)</p> <p>第五条 前条の規定にかかわらず、申込みのあった児童の数が当該学童保育所等の定員を超える場合は、次項及び第三項に規定する優先順位の高い者から順に入所等を承諾するものとする。</p>	<p>(優先順位)</p> <p>第五条 前条の規定にかかわらず、申込みのあった児童の数が当該学童保育所等の定員を超える場合は、次項及び第三項に規定する優先順位の高い者から順に入所等を承諾するものとする。</p>
<p>2 優先順位は、審査基準表に掲げる保護者の状況の区分に該当する各保護者の指数の合計に調整指数基準に掲げる状況の区分に該当する各指数の合計を加えた数（以下「合計指数」という。）の高い順による。</p>	<p>2 優先順位は、審査基準表に掲げる保護者の状況の区分に該当する各保護者の指数の合計に調整指数基準に掲げる状況の区分に該当する各指数の合計を加えた数（以下「合計指数」という。）の高い順による。</p>
<p>3 前項の規定により決定した合計指数が同じ者の間の優先順位は、次に掲げる順序による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入所等を希望する児童の学年が小さい者 二 ひとり親世帯である者 三 審査基準表の指数の合計が高い者 四 申込みをした学童保育所等に対する希望順位が高い者 	<p>3 前項の規定により決定した合計指数が同じ者の間の優先順位は、次に掲げる順序による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入所等を希望する児童の学年が小さい者 二 ひとり親世帯である者 三 審査基準表の指数の合計が高い者 四 申込みをした学童保育所等に対する希望順位が高い者
<p>4 優先順位の決定に当たっては、第八条第一項の規定により転所を希望する者と併せて行うものとする。</p> <p>(通知)</p> <p>第六条 市長は、入所等を承諾したときは、学童保育所等入所等（転所）承諾通知書（別記様式第三号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、入所等を承諾しないときは、学童保育所等入所等（転所）不承諾通知書（別記様式第四号）により保護者に通知するものとする。</p>	<p>(通知)</p> <p>第六条 市長は、入所等を承諾したときは、学童保育所等入所等承諾通知書（別記様式第三号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、入所等を承諾しないときは、学童保育所等入所等不承諾通知書（別記様式第四号）により保護者に通知するものとする。</p>
<p>第八条 在所児童の保護者は、学童保育所等の変更（以下「転所」という。）を希望するときは、学童保育所等転所申込書（別記様式第五号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該希望する学童保育所等における保育の実施状況等を確認し、転所の可否を決定するものとする。</p>	
<p>3 第五条の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「入所等」とあるのは「転所」と、同条第四項中「第八条第一項の規定により転所を希望する者」とあるのは「第三条の規定により入所等とせよ」とする者」と読み替えるものとする。</p> <p>4 市長は、転所を認めるときは、学童保育所等入所等（転所）承諾通知書により保護者に通知するものとする。</p>	

5 市長は、転所を認めないときは、学童保育所等入所等（転所）不承諾通知書により保護者に通知するものとする。

（退所等の手続）

第九条 児童を学童保育所等から退所又は脱退（以下「退所等」という。）させようとする者は、学童保育所等退所等届（別記様式第六号）により市長に届け出なければならぬ。

2 市長は、前項の規定により児童の退所等を決定したときは、学童保育所等退所等通知書（別記様式第七号）により保護者に通知するものとする。

（保護者の届出事項）

第十条 保護者は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかにその旨を学童保育所等入所等申込事項変更届（別記様式第八号）により市長に届け出なければならぬ。

- 一 疾病その他児童の一身上に事故が生じたとき。
- 二 児童又は保護者の住所に変更があったとき。
- 三 保護者の勤務先、勤務条件等に変更があったとき。
- 四 保育料の減免を受けるべき事実の消滅又は変更があったとき。
- 五 その他市長が特に必要があると認められた事項

（保護者の義務）

第十一条 児童が帰宅するときは、危険防止のため、当該保護者は、原則として児童を迎えるものとする。

2 児童を欠席させようとするときは、当該保護者は、学童保育所等欠席届（別記様式第九号）により市長に届け出なければならぬ。ただし、児童を欠席させる予定が連続して四日以内のときは、口頭による届出をもってこれに代えることができる。

（入所等の承諾の取消し）

第十二条 市長は、児童又は保護者が条例第六条の規定に該当したときは、入所等の承諾を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により入所等の承諾を取り消すときは、学童保育所等入所等承諾取消通知書（別記様式第十号）により事前に保護者に通知するものとする。

（保育料の納入）

第十三条 第六条第一項の規定による入所等の承諾の通知を受けた者は、保育料を保育料納入通知書により納入するものとする。

2 児童が月の途中で入所等又は退所等をした場合のその月の保育料は、一月分とする。

（退所等の手続）

第八条 児童を学童保育所等から退所又は脱退（以下「退所等」という。）させようとする者は、学童保育所等退所等届（別記様式第五号）により市長に届け出なければならぬ。

2 市長は、前項の規定により児童の退所等を決定したときは、学童保育所等退所等通知書（別記様式第六号）により保護者に通知するものとする。

（保護者の届出事項）

第九条 保護者は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかにその旨を学童保育所等入所等申込事項変更届（別記様式第七号）により市長に届け出なければならぬ。

- 一 疾病その他児童の一身上に事故が生じたとき。
- 二 児童又は保護者の住所に変更があったとき。
- 三 保護者の勤務先、勤務条件等に変更があったとき。
- 四 保育料の減免を受けるべき事実の消滅又は変更があったとき。
- 五 その他市長が特に必要があると認められた事項

（保護者の義務）

第十条 児童が帰宅するときは、危険防止のため、当該保護者は、原則として児童を迎えるものとする。

2 児童を欠席させようとするときは、当該保護者は、学童保育所等欠席届（別記様式第八号）により市長に届け出なければならぬ。ただし、児童を欠席させる予定が連続して四日以内のときは、口頭による届出をもってこれに代えることができる。

（入所等の承諾の取消し）

第十一条 市長は、児童又は保護者が条例第六条の規定に該当したときは、入所等の承諾を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により入所等の承諾を取り消すときは、学童保育所等入所等承諾取消通知書（別記様式第九号）により事前に保護者に通知するものとする。

（保育料の納入）

第十二条 第六条第一項の規定による入所等の承諾の通知を受けた者は、保育料を保育料納入通知書により納入するものとする。

2 児童が月の途中で入所等又は退所等をした場合のその月の保育料は、一月分とする。

3 前項の規定にかかわらず、児童が月の途中で退所等をした場合で、同月中に別の学童保育所等に入所等をしたときのその月の保育料は、一月分とする。
(保育料の滞納者に対する処置)

第十四条 市長は、保育料を滞納している保護者の児童に対して、出席の停止又は退所等を命ずることができる。
(保育料の減免)

第十五条 市長は、保護者が次の表の減免の対象の区分の欄各号に該当する場合は、それぞれ同表の金額の欄各号に掲げる金額を減免することができる。

	金額	
	一人までの児童の場合	一人を超える児童の場合
一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定による保護を受けているとき又は前年度分の市民税が非課税であり在宅障害児若しくは在宅障害者のいる世帯及び母子世帯若しくは父子世帯であるとき。	無料	無料
二 前号に掲げる世帯を除き、前年度分の市民税の所得割課税の額（世帯構成員二人以上の所得がある場合には所得割課税の合計額とする。）が一万円以下となるとき。	三、〇〇〇円	一、五〇〇円
三 児童を二人以上入所等させるとき。	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円
四 その他市長が必要と認めるとき。	市長が必要と認めらるる額	市長が必要と認めらるる額

2 保育料の減免を受けようとする保護者は、保育料減免申請書（別記様式第十二号）に前年度分の市民税の課税（非課税）証明書又は市民税の納税通知書（写し）及び所得税の非課税証明書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉部長の発行する証明書を添付して、これに代えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、児童が月の途中で退所等をした場合で、同月中に別の学童保育所等に入所等をしたときのその月の保育料は、一月分とする。
(保育料の滞納者に対する処置)

第十三条 市長は、保育料を滞納している保護者の児童に対して、出席の停止又は退所等を命ずることができる。
(保育料の減免)

第十四条 市長は、保護者が次の表の減免の対象の区分の欄各号に該当する場合は、それぞれ同表の金額の欄各号に掲げる金額を減免することができる。

	金額	
	一人までの児童の場合	一人を超える児童の場合
一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定による保護を受けているとき又は前年度分の市民税が非課税であり在宅障害児若しくは在宅障害者のいる世帯及び母子世帯若しくは父子世帯であるとき。	無料	無料
二 前号に掲げる世帯を除き、前年度分の市民税の所得割課税の額（世帯構成員二人以上の所得がある場合には所得割課税の合計額とする。）が一万円以下となるとき。	三、〇〇〇円	一、五〇〇円
三 児童を二人以上入所等させるとき。	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円
四 その他市長が必要と認めるとき。	市長が必要と認めらるる額	市長が必要と認めらるる額

2 保育料の減免を受けようとする保護者は、保育料減免申請書（別記様式第十号）に前年度分の市民税の課税（非課税）証明書又は市民税の納税通知書（写し）及び所得税の非課税証明書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉部長の発行する証明書を添付して、これに代えることができる。

(減免措置の通知)

第十六条 市長は、前条第二項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、保育料の減免の可否について、保育料減免決定通知書(別記様式第十二号)又は保育料減免却下通知書(別記様式第十三号)により保護者に通知するものとする。

2 市長は、保育料の減免措置を受けている保護者の世帯が、前条第一項に規定する減免の対象となる世帯でなくなったときは、保育料減免変更通知(別記様式第十四号)により保護者に通知するものとする。

(事故報告)

第十七条 学童保育所等を所管する機関の長は、学童保育所内又は児童クラブにおいて次に掲げる事故が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

- 一 職員又は児童が死亡又は負傷したとき。
- 二 災害、盗難、施設損傷等の事故が発生したとき。

(補則)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成四年二月一日から施行する。

～途中省略～

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例施行規則により作成された用紙で現に残存しているものは、改正後の佐倉市学童保育所設置及び管理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

～途中省略～

別記

様式第1号

様式第2号

(減免措置の通知)

第十五条 市長は、前条第二項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、保育料の減免の可否について、保育料減免決定通知書(別記様式第十一号)又は保育料減免却下通知書(別記様式第十二号)により保護者に通知するものとする。

2 市長は、保育料の減免措置を受けている保護者の世帯が、前条第一項に規定する減免の対象となる世帯でなくなったときは、保育料減免変更通知(別記様式第十三号)により保護者に通知するものとする。

(事故報告)

第十六条 学童保育所等を所管する機関の長は、学童保育所内又は児童クラブにおいて次に掲げる事故が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

- 一 職員又は児童が死亡又は負傷したとき。
- 二 災害、盗難、施設損傷等の事故が発生したとき。

(補則)

第十七条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成四年二月一日から施行する。

～途中省略～

別記

様式第1号

様式第2号

様式第3号
様式第4号
様式第5号
様式第6号
様式第7号
様式第8号
様式第9号
様式第10号
様式第11号
様式第12号
様式第13号
様式第14号

様式第3号
様式第4号
様式第5号
様式第6号
様式第7号
様式第8号
様式第9号
様式第10号
様式第11号
様式第12号
様式第13号